

離婚届の提出に伴い必要となる手続き

下記のいずれかに該当する方は、
離婚届とは別に手続きが必要となりますので、
お手数ですが、担当課にて手続きをしてください。

※住基カード・マイナンバーカードをお持ちの方はご持参ください。



| 該当する方 | 必要となる手続き | 必要書類等 | 詳しいお問い合わせ先 |
|--|--|--|------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 離婚に際して旧姓に戻らず、 婚姻していたときの氏 のままをしたい方 | 離婚の際に称していた氏を称する届（戸籍法第77条の2届） | 戸籍謄本（本籍地に届出する場合と離婚届と同時に届出する場合を除く） | 市民窓口課 |
| <input type="checkbox"/> 住基カード・マイナンバーカード をお持ちの方 | 氏訂正等の手続き | 住基カード・マイナンバーカードを窓口にお持ち下さい。 暗証番号が必要です | |
| <input type="checkbox"/> 加入していた 健康保険 の扶養から抜けた方 | 国民健康保険加入の手続き | 被扶養者資格喪失証明書、身分証明書 | 保険年金課 |
| <input type="checkbox"/> 国民健康保険 に加入している方で氏名・住所の変更がある場合 | 保険証の訂正 | 国民健康保険被保険者証、身分証明書 | |
| <input type="checkbox"/> 国民年金 に第3号被保険者（サラリーマンの配偶者）として加入していた方 | 国民年金第3号被保険者資格喪失手続き | 年金手帳、扶養喪失証明書 | |
| <input type="checkbox"/> 国民年金 に加入している方で氏名の変更がある場合 | 氏名変更手続き | 年金手帳 | |
| <input type="checkbox"/> 年金 を受給している方又は停止になっている方 | 保険年金課までお問い合わせください | 年金証書 | |
| <input type="checkbox"/> 18歳までのお子様 （※注）を 養育 している母子（父子）世帯となった場合 | お子様の年齢（18歳になる学年末まで、重度心身障害者の子は20歳に達した後、最初の3月末日まで）と所得により医療福祉費支給制度を受けられる場合がありますので保険年金課までお問い合わせください。 | 健康保険被保険者証、口座番号が分かるもの ※市外在住の扶養義務者がいる場合は課税所得証明書 | |
| <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 をお持ちの方 | 介護保険被保険者証の訂正 | 介護保険被保険者証 | 高齢福祉課 |
| <input type="checkbox"/> 児童手当 を受給されている方で、離婚に伴い受給者でなくなる方 | 児童手当消滅届 | 身分証明書 | こども支援課 |
| <input type="checkbox"/> 児童手当 を受給されている方と離婚された方で、新たに受給者となる方 | 児童手当認定届 | 請求者の個人番号がわかるもの、請求者名義の預金通帳、請求者の健康保険証または年金加入証明書、離婚したことを確認できる証明書（戸籍謄本、離婚受理証明書等）、お子様の個人番号がわかるもの（お子様と請求者が別居している方のみ） | |
| <input type="checkbox"/> 児童手当 を受給されている方で、受給者の変更がない方 | 個人番号変更等申出書 | 身分証明書、離婚したことを確認できる証明書（戸籍謄本、離婚受理証明書等） | |
| <input type="checkbox"/> 18歳までのお子様 （※注）を 養育 している母子（父子）世帯となった場合 | 児童扶養手当が請求できる場合がありますので、こども支援課までお問い合わせください | 請求者・児童の個人番号がわかるもの、請求者名義の預金通帳、請求者と児童の状況を確認できる戸籍謄本等（提出時、離婚受理証明書可）、受給年金等のわかるもの、賃貸借契約書の写し | |
| <input type="checkbox"/> いばらきKids Clubカード をお持ちの方（18歳までのお子様がいる方）で、離婚に伴いお子様の養育をしなくなる方 | カード返却届 | いばらきKids Clubカード | |
| <input type="checkbox"/> 保育園・幼稚園 へ入園しているお子様がいる方 | 保育料等が変更となる場合がありますので学務管理課へお問い合わせください | | 学務管理課 |
| <input type="checkbox"/> 飼犬 の登録者に名前・住所の変更がある方 | 飼い主のお名前、住所の変更 | | 環境課 |
| <input type="checkbox"/> 上・下水道 をご利用の方 | 名義の変更、振替口座の変更、給水装置所有権の変更 | 印鑑（給水装置所有権の変更の手続き） | 水道課（江戸崎甲4615） 下水道課（荒沼9-2） |

※注：18歳に達した日から最初の3月31日を迎えるお子様

◎本庁舎のみ、毎週日曜日午前8時30分から正午まで住民票・印鑑登録・戸籍関係等の証明書発行を行っています。